## 防火管理者の選任義務防火対象物 消防法第8条、消防法施行令第1条の2 防火管理者の有資格者で、防火管理上必要な業務を適 単一管理権原の場合 切に遂行することができる【管理的】又は【監督的】な地位 にある者を選任してください。 甲種防火対象物 養護老人ホーム等 収容人員10人以上 (6項口) 甲種防火管理者 店舗・飲食店等 収容人員30人以上 学校•事務所等 収容人員50人以上 乙種防火対象物 店舗・飲食店等 収容人員30人以上 甲種又は乙種 防火管理者 学校•事務所等 収容人員50人以上 建物全体の収容人員が甲種防火対象物では10人又は30人、乙種防火対象物では5 複数管理権原の場合 0人以上となった場合は、各テナントごとに防火管理者の選任が必要です。 甲種防火対象物 各テナントごとの収容人員 養護老人ホーム等 甲種防火管理者 収容人員10人以上 (6項口) 甲種又は乙種 収容人員10人未満 防火管理者 甲種防火管理者 店舗・飲食店等 収容人員30人以上 甲種又は乙種 収容人員30人未満 防火管理者 学校•事務所等 収容人員50人以上 甲種防火管理者 甲種又は乙種 収容人員50人未満 防火管理者 甲種又は乙種 乙種防火対象物 防火管理者